

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務

受託事業者共通募集要領

平成29年9月29日

吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成課

## 吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領

### 1 趣旨

この要領は、本市において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした留守家庭児童育成室事業を運営する事業者を、公募型プロポーザル方式で募集するのにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称及び業務の場所

①	名称：吹田市立佐井寺留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市佐井寺3丁目3番1号（吹田市立佐井寺小学校内）
②	名称：吹田市立山五留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市山田西1丁目6番1号（吹田市立山田第五小学校内）
③	名称：吹田市立北山田留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市山田北1番1号（吹田市立北山田小学校内）
④	名称：吹田市立藤白台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市藤白台3丁目3番1号（吹田市立藤白台小学校内）
⑤	名称：吹田市立桃山台留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市桃山台1丁目5番1号（吹田市立桃山台小学校内）

※上記の①から⑤までは個別の業務である。

※ 複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。

※ 応募に際しては、応募する留守家庭児童育成室を見学する等、各留守家庭児童育成室の児童数や運営教室数等の状況を把握しておくこと。

#### (2) 契約期間

平成30年3月1日から平成33年3月31日まで

#### (3) 業務内容

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）

### 3 業務準備期間及び契約の締結

(1) 委託契約予定事業者として選考された事業者（以下「予定事業者」という。）は委託業務開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は委託契約予定事業者の負担とする。

(2) 契約は、委託業務開始当初の入室児童数見込及び運営すべき教室数を委託業務開始日の2か月前までに確定させ、平成30年3月1日までに締結する。

#### (3) 引継ぎ保育

委託事業者決定後、事業者は当該留守家庭児童育成室において、市と協議のうえ引継ぎ保育を実施する。

仕様書に定める引継ぎ保育の内容に留意し、4月からの運營業務開始に支障を来たさないよう万全を期すこと。

なお、引継ぎ保育に要する市の負担は本要領の5（3）の額を上限とする

### 4 参加（応募）資格要件

次の（1）から（4）のすべてを満たしていること。

#### (1) 事業者の要件

ア 法人であること。

イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

#### (2) 次のいずれかの事業の運営実績を有すること

ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業

（保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、等）

イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業

（児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、等）

ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業

（青少年活動団体、等）

#### (3) 打ち合わせ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

(4) その他

- ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ウ 過去 5 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 46 号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員でないこと。
- オ 吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行っていないこと。

※上記の項目については、業務受託後も遵守すること。

5 委託料（見積上限額）

(1) 基本となる委託料の上限額

委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。

（引継ぎ保育に係る委託料については（3）を参照のこと）

ア 平成 30 年度当初、運営すべき教室数が 2 室運営を予定する業務

- ①「佐井寺留守家庭児童育成室運営業務」 50,040,000 円（非課税）
- ②「山五留守家庭児童育成室運営業務」 50,040,000 円（非課税）

<内訳> 平成 30 年度 16,680,000 円  
平成 31 年度 16,680,000 円  
平成 32 年度 16,680,000 円  
合計 50,040,000 円

イ 平成 30 年度当初、運営すべき教室数が 3 室運営を予定するもの

- ③「北山田留守家庭児童育成室運営業務」 75,060,000 円（非課税）
- ④「藤白台留守家庭児童育成室運営業務」 75,060,000 円（非課税）

<内訳> 平成 30 年度 25,020,000 円  
平成 31 年度 25,020,000 円  
平成 32 年度 25,020,000 円  
合計 75,060,000 円

ウ 平成30年度当初、運営すべき教室数が4室運営を予定するもの

⑤「桃山台留守家庭児童育成室運営業務」 100,080,000円（非課税）

＜内訳＞ 平成30年度 33,360,000円

平成31年度 33,360,000円

平成32年度 33,360,000円

合計 100,080,000円

※非課税

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号による。

(2) 個別の支援を要する障がい児を受け入れる場合に加算する上限額（1人）

3,330,000円（非課税）／年間（12月分として）

基本となる委託料に加算するものとする。

(3) 引継ぎ保育に係る委託料の上限額

引継ぎ保育に係る委託料の市負担分の上限額については次のとおりとする。

160,000円（非課税）

引継ぎ保育の日数については、応募する育成室の入室児童数や配慮を要する児童、運営する育成室数等により、必要な指導員数が異なるため、市と協議の上、決定するものとする。

(4) 委託料の決定

ア 提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取し契約を締結する。

イ 個別の支援を要する障がい児の受け入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の5（2）に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積もりを徴取して契約を締結する。

ウ 平成30年度当初以降において、運営すべき教室数ないし個別の支援を要する障がい児を有する児童が増減する場合は、協議し、都度変更契約を締結する。

(5) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、月払いとする。

受託者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。

## (6) 引継ぎ保育委託料の決定

引継保育に係る委託料は、提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取して決定する。この際、留守家庭児童育成室運営業務と一括して契約を締結することを妨げないものとする。

## 6 選考方法

### (1) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」（別紙）を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計の60点以上の採点を獲得した応募者を一次審査通過事業者とする。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に判断して得点化し、の出席委員の半数以上から配点合計の60点以上の採点を獲得しており、かつ評価項目2『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び7『指導員体制について』の各審査規準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においては、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選考する。

最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選考する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

### (3) 事業者の決定

市は選定等委員会の審査・評価の結果を踏まえて、委託契約予定事業者を市長が決定する。

## 7 審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- (1) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。
- (2) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、業務委託仕様書の内容を的確に反映していると認められること。
- (3) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。
- (4) 受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。
- (5) 運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できものと認められること。
- (6) 事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

## 8 応募に必要な提出書類

- (1) 吹田市留守家庭児童育成室運営事業者申込書・・・・・・・・・・ 様式1
- (2) 申立書（参加資格関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2
- (3) 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式3
- (4) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4

※本要領の5（1）により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。

- (5) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類
- (6) 事業者の前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類
- (7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (8) 事業者の事業実績を一覧にした書類
- (9) 質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式5

※質問のある場合のみ、平成29年10月27日（金）までに提出のこと。

ファクシミリ可、電子メール可。当様式の使用は問わないが、事業者名及び連絡先を必ず記入のこと。

F A X 06 - 6368 - 7349 電子メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

## 9 提出部数等

### 各8部（正1部、写し7部）

- (1) 複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出する。  
なお、本要領の8（5）から（8）までの書類の写しの部数については市へ相談のこと。
- (2) 必要書類が不備の場合は、申込みを受けない。
- (3) 質問票を除き、電子メールやファクシミリ、磁気媒体による提出はできない。
- (4) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。
- (7) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。

## 10 応募期間等

### (1) 募集要領等の公表・配布

公表：平成29年10月10日（火）から平成29年11月15日（水）まで

（市ホームページによる）

配布：平成29年10月10日（火）から平成29年11月15日（水）まで

（市役所放課後子ども育成課にて配布、ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで ※市ホームページからのプリントアウト可）

※トップページ→部課組織一覧→地域教育部→放課後子ども育成課→新着情報

### (2) 申込書類提出期間、場所

平成29年10月10日（火）から平成29年11月15日（水）まで

吹田市役所（阪急吹田駅すぐ）放課後子ども育成課（低層棟2階33番窓口）へ持参  
ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

**※申込書類については、別紙を用いる等により詳細に記述すること**

### (3) 質問票受付・回答

受付：平成29年10月27日（金）まで

回答：平成29年11月2日（木）市ホームページにて公表



### 1.1 一次審査（書類審査）

#### （1）日時

平成29年11月25日（土）

※応募事業者の出席は不要。

#### （2）審査結果通知

平成29年11月28日（火）までに、全応募者へ書面を発送する。

### 1.2 二次審査（プレゼンテーション、及びヒアリング）

#### （1）日時

平成29年12月2日（土）

※時間は、一次選考通過事業者へ書面で個別に案内する。

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

#### （2）場所

吹田市役所中層棟4階 第4委員会室会議室

#### （3）時間

プレゼンテーション及びヒアリング … 30分程度

※1事業者が複数の業務に応募した場合は異なる。

#### （4）説明者

応募事業者の代表者又は代理人2人以内

#### （5）その他

PCやプロジェクタ等、機器を使用する場合は事前に相談すること。

### 1.3 事業者の決定

平成29年12月15日（金）予定

※同日付で二次審査参加事業者へ書面を発送する。

### 1.4 欠格事項

（1）提出書類に虚偽の記載があった場合

（2）提出期間内に提出書類が提出されなかった場合

（3）市が提示する委託料（見積上限額）を超える見積もりを提出した者

（4）その他不正行為があった場合

## 1 5 連絡先

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成課

住所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3-40

電話 06 - 6384 - 1599 (直通) F A X 06 - 6368 - 7349

電子メール [hokagokodomo@city.suita.osaka.jp](mailto:hokagokodomo@city.suita.osaka.jp)

様式第 1 号

吹田市立留守家庭児童育成室運営事業者申込書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先（電話）

（担当者 ）

吹田市立留守家庭児童育成室の運営事業者として、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者募集要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 業務の名称

業務の名称 吹田市立\_\_\_\_\_留守家庭児童育成室運営業務委託  
(下線部に留守家庭児童育成室名を記入)

2 提出書類

- (1) 申込資格に関する申立書（様式第 2 号）
- (2) 事業実施計画書（様式 3）
- (3) 収支計画書（様式 4）
- (4) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類
- (5) 事業者の前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類
- (6) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (7) 事業者の事業実績を一覧にした書類
- (8) 質問票（様式 5）※質問のない場合は提出不要

(提出書類に☑を記入)

様式第 2 号

申 立 書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先（電話）

（担当者

）

吹田市立留守家庭児童育成室の運営事業者として、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者の申し込みにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

- （1）国税及び地方税等をいずれも滞納していません。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定には該当しません。
- （3）過去 5 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等その他労働関係法令には違反をしていません。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員ではありません。
- （5）吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行ったことはありません。

（該当項目に☑を記入）

事業実施計画書

事業者名 \_\_\_\_\_

※各項目の記載が有れば、別紙添付での提出可

事業計画

1 応募動機について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2 法人の経営基盤、活動実績・理念などについて

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....













収 支 計 画 書

事業者名 \_\_\_\_\_

次の条件により積算してください。

条件：本要領の5（1）により、応募する業務に応じて作成のこと。

平成30年4月から平成33年3月まで、3年間36か月分として。

[収 入]

費 目		金 額	備 考
収 入	委 託 料	円	

[支 出]

費 目		金 額	積算内容
支 出	人 件 費	円	
	消 耗 品 等	円	
	諸 経 費	円	
	事 務 経 費	円	
	その他 ( )	円	
	計	円	

※記載された金額を実際にお支払するものではありません。

様式第 4 号の 2

収 支 計 画 書 (引継ぎ保育)

事業者名 \_\_\_\_\_

次の条件により積算してください。

条件：本要領の 3（3）及び 5（3）により、引継ぎ保育について作成のこと。

[収 入]

費 目		金 額	備 考
収 入	委託料 (引継ぎ保育)	円	

[支 出]

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	人件費	円	
	その他	円	
	その他	円	
	計	円	

質 問 票

事業者名		
質問者	担当者	
	連絡先	
質問事項		

## 別紙

## 吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

## 1 【一次審査用】

評価項目	審査基準	配点
1 応募動機について	○動機について ○福祉の向上及び増進を見据えたものか	5
2 法人の経営基盤・活動実績・理念などについて	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤であること。 ○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢 ○活動実績の状況	5
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組みや方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか ○堅実性や継続性が高いか ○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか ○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	15
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について ○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か ○保護者支援の姿勢	10
	【学校との連携】 ○学校との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	5
4 支援を要する児童の受入について	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの対応が可能か	10
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	10
6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか ○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	10
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	5
8 職員体制について	○児童に関する知識や経験を有する者が配置されるか	5
	○安定して継続的に配置できるか	5
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	5
	○職員の質の向上に努めているか	5
9 収支計画書について	○事業費の積算が合理的か ○事業費の配分が適切か ○充実した事業運営が実施できると認められるか	5
合計		100

## 2 【二次審査用】

評価項目	審査基準	配点
1 応募動機や法人の理念、経営基盤などについて	○動機について	5
	○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢、活動実績	
2 留守家庭児童育成室の運営方針について	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤であること。	5
	【児童の健全育成に対する取組みや方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか ○堅実性や継続性が高いか ○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか ○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	20
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について ○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か ○保護者支援の姿勢	10
	【学校との連携】 ○学校との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	5
3 支援を要する児童の受入について	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの対応が可能か	10
4 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	10
5 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか ○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	10
6 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	5
7 職員体制について	○児童に関する知識や経験を有する者が配置されるか	5
	○安定して継続的に配置できるか	5
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	5
	○職員の質の向上に努めているか	5
合計		100

### 3 採点の基準

審査規準ごとに、次の通り5段階評価して採点し、合計点数を求める。

～5段階評価～

- |             |         |
|-------------|---------|
| (1) 特に優れている | 配点の5分の5 |
| (2) 優れている   | 配点の5分の4 |
| (3) ふつう     | 配点の5分の3 |
| (4) やや劣っている | 配点の5分の2 |
| (5) 劣っている   | 配点の5分の1 |

### 4 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに 吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」（別紙）を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計の60点以上の採点を獲得した応募者を一次審査通過事業者とする。

### 5 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に判断して得点化し、の出席委員の半数以上から配点合計の60点以上の採点を獲得しており、かつ評価項目2『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び7『指導員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においては、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない応募者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を最優秀提案者として選考する。

最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選考する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。